

給与事務担当者研修会資料

(特殊勤務手当)

教職員課調整班学校給与グループ

目 次

1	特殊勤務手当の性格と種類	特勤 1
2	特殊勤務手当支給の特例	特勤 2
3	特殊勤務手当に係る関係条例等	特勤 2
4	教員特殊業務手当		
第1	1号業務（非常災害時等の緊急業務）	特勤 4
第2	2号業務（修学旅行等の引率指導業務）	特勤 6
第3	3号業務（対外運動競技等の引率指導業務）	特勤 8
第4	4号業務（部活動指導業務）	特勤 10
	教員特殊業務手当の取扱要領(S49.3.23 付け教管 211)	特勤 12
	行事別引率人数 別表 1, 2	特勤 14
	学校体育団体, 学校教育研究団体（例示） 別表 3	特勤 16
	教員特殊業務手当に関する質疑応答集	特勤 17
	多学年学級担当手当の取扱いについて	特勤 21

1 特殊勤務手当の性格と種類

特殊勤務手当は、職員の勤務が著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料表上又は給料の調整額の運用等で考慮することが適当でないと認められるものを対象とする手当である。その支給は、その勤務した実績に応じて支給することとされている。具体的な種類としては、学校職員が対象となるものには次のようなものがある。

(1) 教員特殊業務手当 (特勤条例 § 35・特勤規則 § 19 の 2)

教育職給料表 1 級又は 2 級の教育職員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給

	業務内容	認定要件概略					手当額(日額)
		主催者	実施	宿泊	業務実施日(時間)	従事時間	
1号	緊急業務	学校	学校	—	勤務時間外	6・8	7,500~16,000
2号	修学旅行等	学校	学校	○	—	8	5,100
3号	対外運動競技等	学校教育団体等	(学校)	○	—	8	5,100
				×	週休日等		
4号	部活動指導	学校	学校	—	週休日等 人事委員会規則で定める日	3	2,700
5号	入試業務	県教委	学校	—	週休日等 人事委員会規則で定める日	6・8	900

※ 上表は概略を示したものである。認定要件等の詳細は、4頁以降による。
 ※ 表中の「(学校)」は、「その参加を学校が直接計画し実施する」を意味する。
 ※ 表中の「人事委員会規則で定める日」は、3時間15分を下らず4時間30分を超えない勤務時間のみが割り振られている日をいう。

(2) 多学年学級担当手当 (特勤条例 § 36)

公立の小学校又は中学校において 2 又は 3 の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員が当該学級において授業又は指導に従事したとき支給
 (その担当授業時間数が全担当授業時間数の 2 分の 1 に満たない者やその担当授業数が 1 週間につき 12 時間に満たない者には支給されない。)

支給手当額：1日につき 290 円

(3) 教育業務連絡指導手当 (特勤条例 § 38 の 2・特勤規則 § 20)

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に勤務する教諭又は養護教諭のうち、当該学校を所管する教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 33 条 1 項の規定に基づき定めた教育委員会規則に規定する主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したとき支給

① 手当支給主任

	小学校	中学校	中等教育学校	高等学校	特別支援学校
教務主任	すべての学校	すべての学校	各課程ごと	すべての学校	すべての学校
学年主任	3 学級以上の学年	3 学級以上の学年	3 学級以上の学年	3 学級以上の学年	3 学級以上の学年
保健主任	6 学級以上の学校	6 学級以上の学校	各課程ごと 6 学級以上の学校	6 学級以上の学校	6 学級以上の学校で各部署ごとに置かれたものも対象
生徒指導主任	6 学級以上の学校	3 学級以上の学校	各課程ごと 3 学級以上の学校	3 学級以上の学校	3 学級以上の学校の中等部・高等部に置かれたもの
寮務主任	舎生 51 人以上	舎生 51 人以上	舎生 51 人以上	舎生 51 人以上	3 学級以上の学校
研修主任	—	6 学級以上の学校	前期課程 6 学級以上の学校	—	6 学級以上の学校で各部署ごとに置かれたものも対象
進路指導主任	—	—	後期課程 3 学級以上の学校	3 学級以上の学校	3 学級以上の高等部に置かれたもの
教科主任	—	—	後期課程教員 5 人以上	教員 5 人以上	—
学科主任	—	—	—	2 以上の学科を置く 3 学級以上の学校※	2 以上の学科を置く 3 学級以上の学校※
農場主任	—	—	—	農業に関する専門教育を主とする学科を置く 3 学級以上の学校	—

※学科主任は専門教育を主とする学科の主任に限る。(普通科及び総合学科の主任には支給できない。)

支給手当額：1日につき 200 円

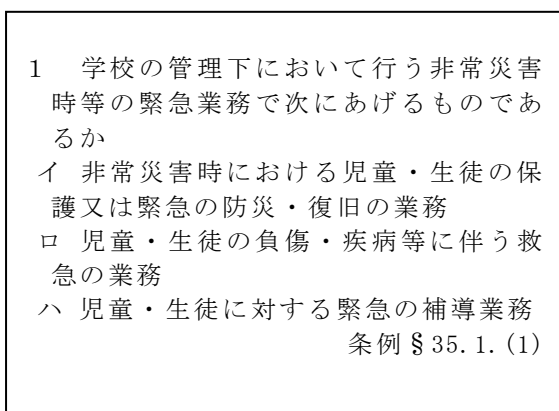
- ② 高校再編に係る経過措置
 新高校と統合前の高校(または、旧高校と新分校)が併置されている期間について、当該両校の所在地が同一である場合は、一の学校とみなして主任手当に係る規定を適用する。
 なお、一の学校とみなす場合においては、その期間の当該両校の主任は同一の者をあてることとする。
 また、当該両校の所在地が異なる場合は、別々の学校として主任手当に係る規定を適用する。
- ③ 支給できない場合(例示)
 イ 外国出張(海外修学旅行の引率指導業務は除く)、国内留学等の場合
 ロ 教育公務員特例法第22条第2項の規定に基づくいわゆる自宅研修の場合
- (4) 兼務手当(特勤条例§37)
 教育職員が県教育委員会が定める教育に関する他の職を兼ね(全日制と定時制など異なる課程間の兼務など)、当該職に係る授業に従事したときに支給
 ① 全日制から定時制への授業・・・授業1時間につき1,300円
 (定時制の昼間部の授業を兼務する場合を除く)
 ② 定時制から全日制への授業・・・授業1時間につき1,300円
 (定時制において昼間部の授業のみを担当する者が兼務する場合を除く)
 ③ 通信制から定時制への授業・・・授業1時間につき1,300円
 (定時制の昼間部の授業を兼務する場合を除く)
 ④ 全日・定時制から通信制への授業・・・授業1時間につき1,300円
- (5) 添削指導手当(特勤条例§38)
 専ら通信教育を担当する教育職員以外の教育職員が通信教育の添削指導に従事したときに支給
 支給手当額：1通につき160円
- 2 特殊勤務手当支給の特例(特勤条例§40・特勤規則§21)
 【併給の禁止】
 同一日に二以上の日額により支給する特殊勤務手当に係る業務等に従事した職員に対しては、当該特殊勤務手当のうち最高の額の特殊勤務手当の一を支給する。
 【併給の特例】
 教員特殊業務手当、多学年学級担当手当又は教育業務連絡指導手当のうち二以上の手当を支給できる。
- 3 特殊勤務手当に係る関係条例等
- (1) 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(S37.3.27県条例1)…以下、「条例〇〇」と表記
 (2) 特殊勤務手当の支給に関する規則(S37.4.20人委2)…以下、「規則〇〇」と表記
 (3) 特殊勤務手当の支給について(S37.4.20人委161)…以下、「運用〇〇」と表記
 (4) 教員特殊業務手当の取扱要領(S49.3.23教管211)…以下、「教管211」と表記、P12参照

m e m o

4 教員特殊業務手当（特勤条例 § 35）

第1 1号業務（非常災害時等の緊急業務）の手当を支給する場合

1号業務の手当を支給する場合には、次の全ての要件を満たすことを確認しなければならない。



ある

ない

支給不可

1 非常災害時等の緊急業務

(1) 非常災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象による災害又は大規模な火事若しくは爆発、列車転覆若しくは船舶の沈没その他そのおよぼす被害の程度においてこれらに類する事故による災害をいう。

運用 条例 § 35関係 (1)

(2) 緊急の防災若しくは復旧の業務とは、非常災害が急迫した状態において行うこれに備えての準備の業務又は災害直後の復旧の業務で、その日において急ぎ処理することを必要とするものをいう。

運用 条例 § 35関係 (2)

(3) 教職員の勤務時間外において非常災害に対して校長が学校の管理上緊急に必要と認めた場合。

教管211

(4) 台風の襲来に備えて学校内に待機した場合、それが単なる待機程度（宿日直程度）のものであった場合は該当しない。

質疑応答

(5) 負傷・疾病等には例えば極度の肉体疲労が含まれる。

運用 条例 § 35関係 (3)

(6) 保護業務・救急業務・補導業務は、教職員の指導監督下において発生したことが必要である。

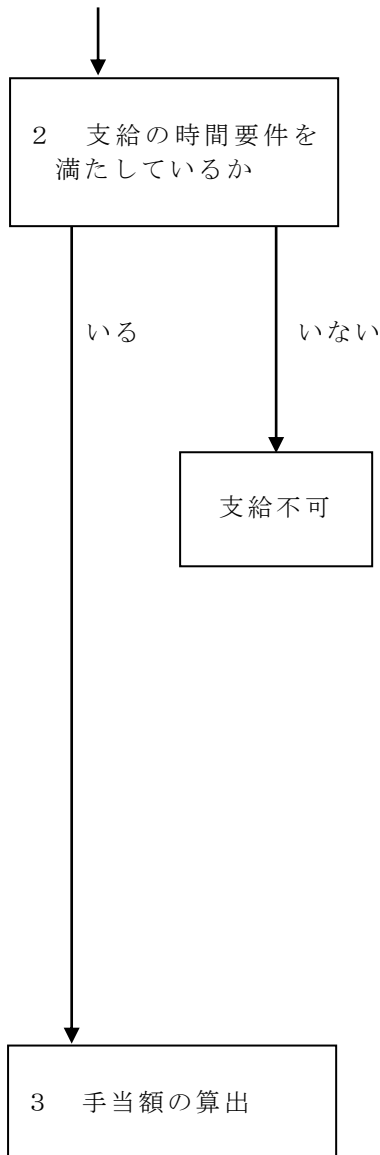
教管211

(7) 週休日等や、児童・生徒の帰宅後における業務の場合であっても校長が公務として認めた場合は該当する。

教管211

(8) 単なる定期的見回りは該当しない。

教管211



2 支給の時間要件

(1) * 週休日等 8 時間程度

(2) * 人事委員会規則で定める日

ア 正規の勤務時間が午前のみ割り振られている日

正規の勤務時間開始前 6 時間程度

正規の勤務時間終了後 8 時間程度

イ 正規の勤務時間が午後のみ割り振られている日

正規の勤務時間開始前 6 時間程度

正規の勤務時間終了後 6 時間程度

(3) 平日

業務に従事した時間が正規の勤務時間終了後又は開始前 6 時間程度

規則 § 19 の 2. 1. (1)

* 週休日等

① 週休日 (日曜日、土曜日、その他勤務時間を割り振らない日)

② 休日 (祝日法に規定する休日及び年末年始の休日)

③ ②に代わる代休日

④ 国の行事が行われる日 (人事委員会が指定する日)

* 人事委員会規則で定める日

3 時間 15 分を下らず 4 時間 30 分を超えない勤務時間のみが割り振られている日

3 手当額の算出

(1) 非常災害時における児童・生徒の保護又は緊急の防災・復旧の業務

ア 災害対策基本法に定める非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置される災害が発生した場合に、学校の管理下において行う学校の施設等に避難している児童・生徒の救援の業務

16,000 円 (日額)

イ アに掲げる業務以外の業務

8,000 円 (日額)

(2) 児童・生徒の負傷・疾病等に伴う救急の業務

7,500 円 (日額)

(3) 児童・生徒に対する緊急の補導業務

7,500 円 (日額)

条例 § 35. 2

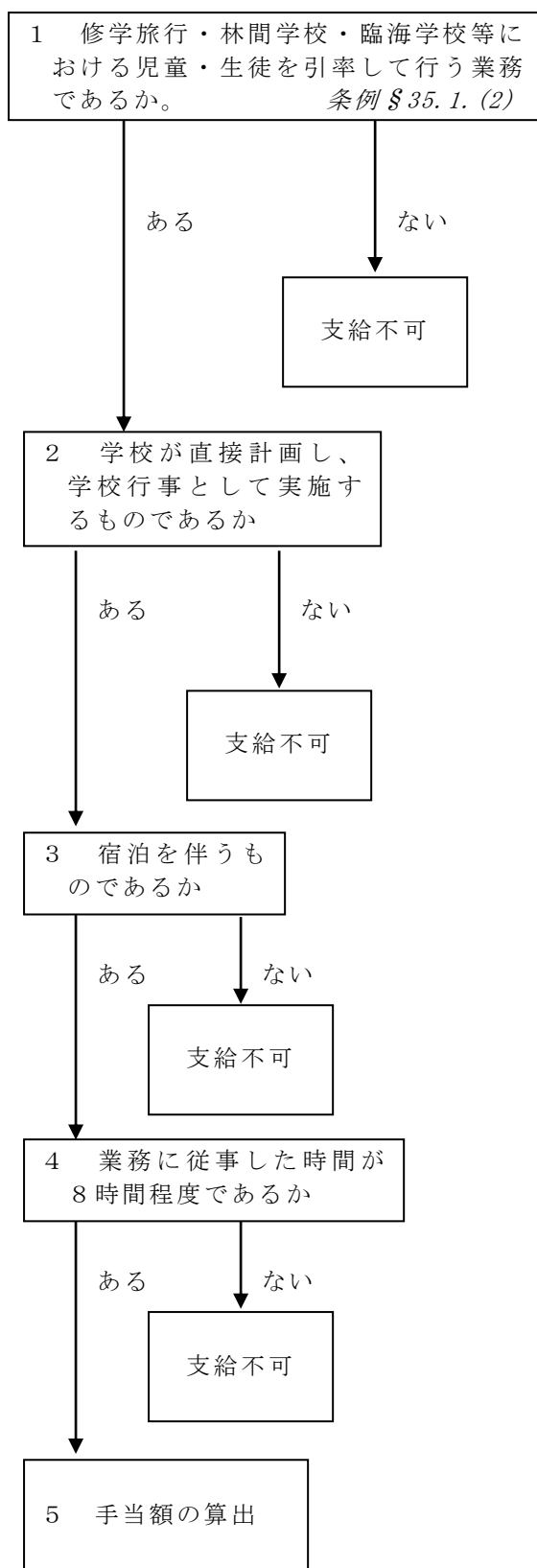
(4) 確認事項

ア 支給要件を満たしているか、再度、従事伺・報告書で確認する。

イ 出勤簿との整合性がとれているか確認する。

第2 2号業務（修学旅行等の引率指導業務）の手当を支給する場合

2号業務の手当を支給する場合には、次の全ての要件を満たすことを確認しなければならない。

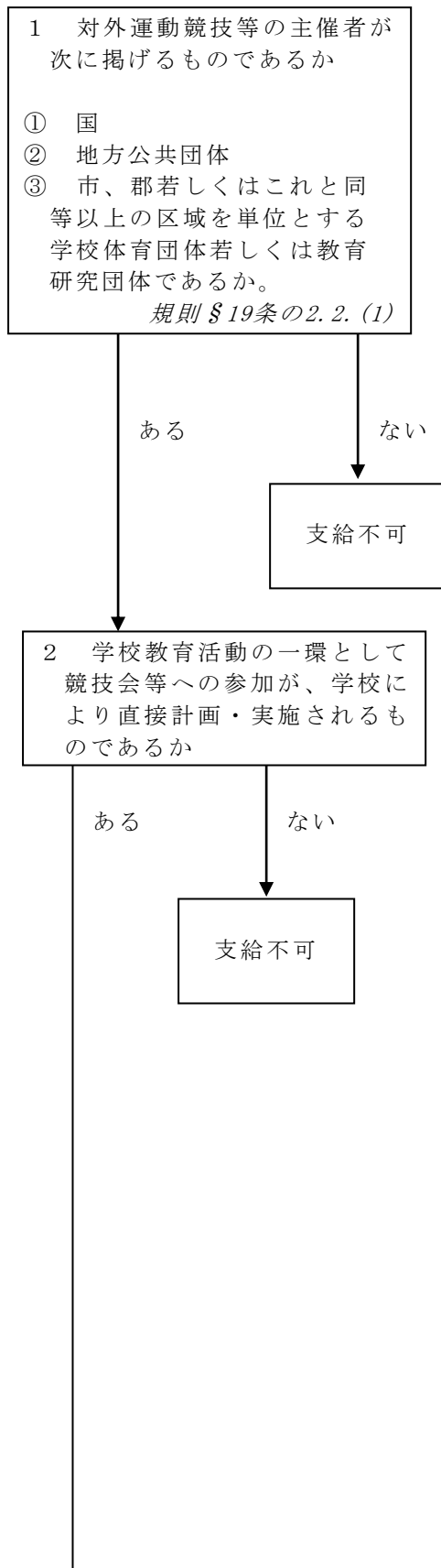


- 1 (1) ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動における児童・生徒を引率して行う業務を含む。
(2) 臨海学校等については、別表1の例示を参照。
教管211
(3) 引率者数については、別表1に基づくこと。
教管211
- 2 (1) 学校行事の中に位置づけ、校長が承認したもの。
(2) クラブ活動の合宿は学校が計画実施するものであっても該当しない。
教管211
(3) 林間学校等が自校の施設を利用して実施された場合原則的には該当しないが、当該行事が校外で実施される場合と同様の態様で実施されるものは例外的に該当
- 3 (1) 宿泊を伴うものには、2日以上の旅日の最終日における指導業務を含むものとする。
運用条例 § 35関係(5)
(2) 宿泊しない引率教員は該当しない。
- 4 (1) 業務に従事した時間は、就寝時間等を除く。
規則 § 19の2. 1. (2)
(2) 就寝時間等の「等」とは、例えば、児童・生徒の就寝後等で児童・生徒の指導業務に従事しない自由時間をいうものである。
質疑応答
- 5 5, 100円（日額）
(1) 支給要件を満たしているか、再度、従事伺・報告書で確認する。
(2) 出勤簿との整合性がとれているか確認する。

m e m o

第3 3号業務（対外運動競技等の引率指導業務）の手当を支給する場合

3号業務の手当を支給する場合には、次の全ての要件を満たすことを確認しなければならない。



1 対外運動競技等

(1) 学校体育団体、教育研究団体については別表3を参照。

(2) 地方公共団体が開催する競技会等にあつては当然町単位のものでも該当するが学校体育団体又は教育研究団体が開催する競技会等にあつては町以下の区域を単位としたものは該当しない。

なお、これらの団体が開催する競技会等に限られるので、これらの団体が他の団体と共催する場合は該当するが、後援のみで主催団体にならない場合は該当しないものとする。

運用 規則 § 19の2関係(3)

※明確でないものは、教職員課に確認すること。

(3) 対外運動競技等とは、例えば音楽コンクール及び演劇コンクールが含まれる。しかし、合同合宿練習会や強化合宿練習会等は該当しない。

運用 条例 § 35の関係(6)

2 (1) 学校教育活動の一環であれば、美術展覧会や書道展覧会での生徒の作品の見学も競技会等への参加に該当する。引率者数については別表2を参照。

運用 規則 § 19の2関係(5)

(2) 社会教育活動であっても「高校の部」等の区別があれば該当する。

(3) 引率者数については別表2を参照。

(4) 他校生との混合チームでの参加は不可。ただし、平成23年度から少子化に伴う合同チーム等を除く。

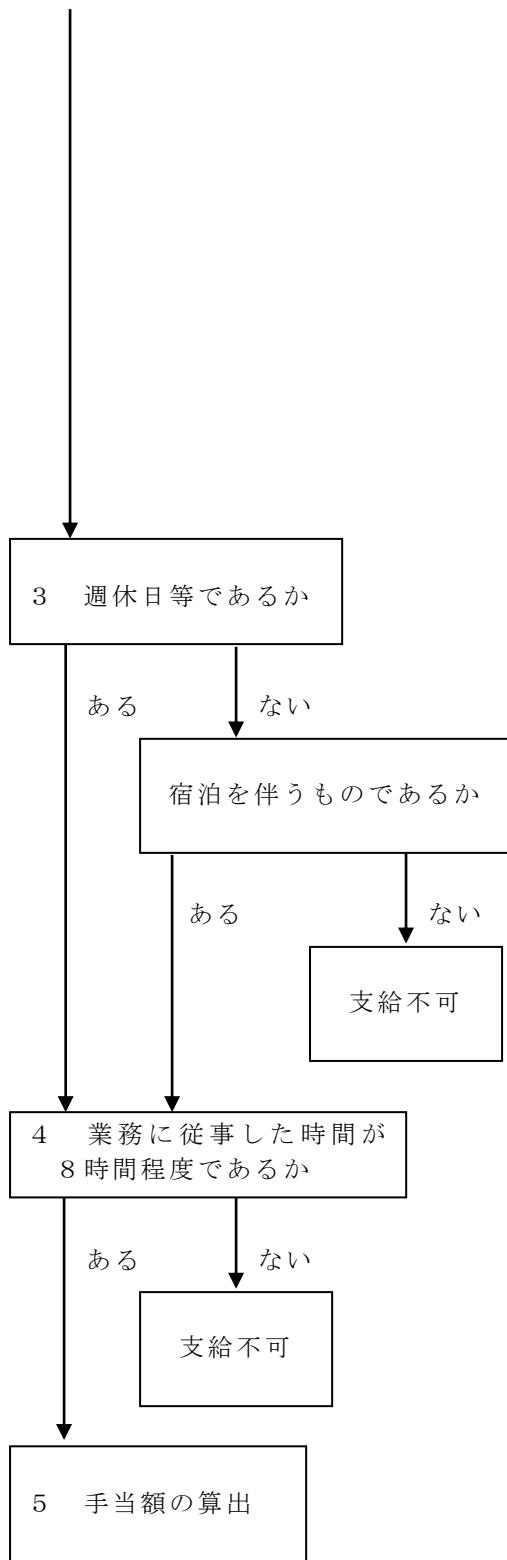
※ 少子化に伴う合同チーム等とは

- ・少子化に伴う少人数の部活動に競技会等への参加機会を与えるためのもの。
- ・学校の統廃合に伴い統廃合対象校同士が合同でチームを編成するもの。

※ 競技力向上を第一の目的とするものは対象外

(5) 競技会等に審判員、役員として参加する場合には該当しない。 *教管211*

(6) 対外運動競技等に応援団として参加する生徒を引率する場合は、当該参加が学校教育活動として実施された場合に限り該当する。引率者数については別表2を参照。 *教管211*



(7) 国民体育大会への参加が学校教育活動として行われる場合は該当するが、山口県において選抜チームを編成し、そのチームに生徒が個人として参加する場合又は個人競技に生徒が単独で参加する場合のようにその参加が社会教育の領域になる場合は該当しない。

運用 規則 §19の2関係

(8) 自校を会場として開催された対外競技等の引率指導業務も該当する。

質疑応答

3 週休日等

- ① 週休日（日曜日、土曜日、その他勤務時間を割り振らない日）
- ② 休日（祝日法に規定する休日及び年末年始の休日）
- ③ ②に代わる代休日
- ④ 国の行事が行われる日（人事委員会が指定する日）

宿泊については、旅行命令が発令され、出勤簿上「出張」により宿泊を伴うとなっているものに限る。

4 (1) 業務に従事した時間は、就寝時間等を除く。
規則 §19の2.1.(2)

(2) 就寝時間等の「等」とは、例えば、児童・生徒の就寝後等で、児童・生徒の指導業務に従事しない自由時間をいうものである。

質疑応答

5 5, 100円（日額）

(1) 支給要件を満たしているか、再度、従事伺・報告書で確認する。

(2) 出勤簿との整合性がとれているか確認する。

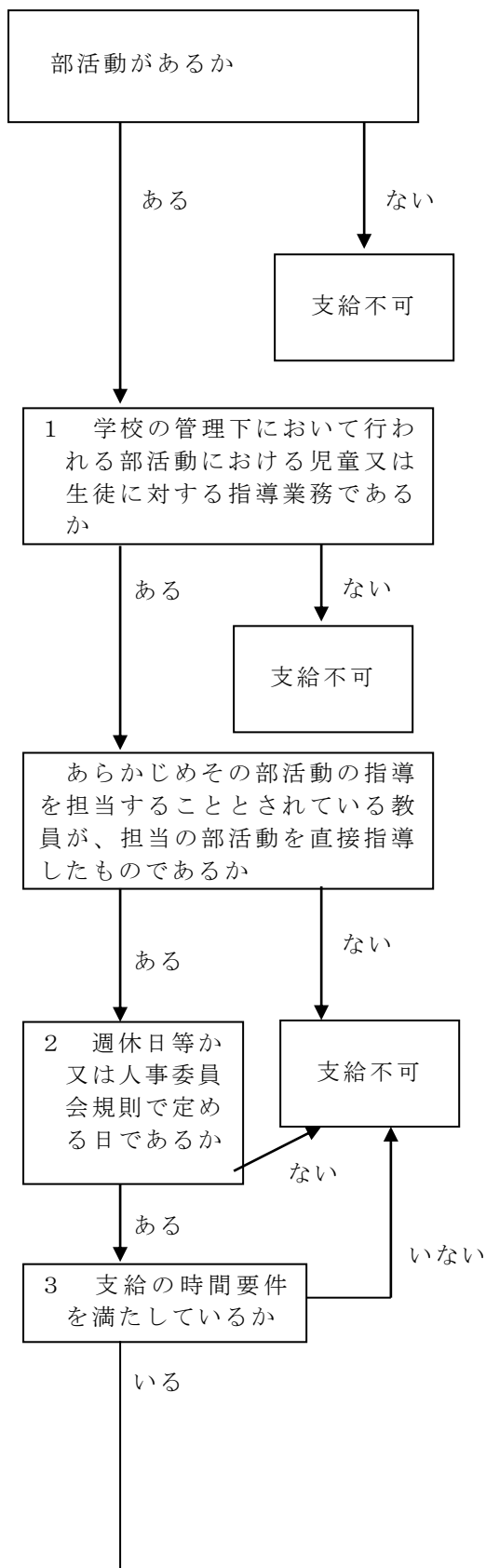
6 支給の特例

同一日において二以上の日額により支給する特殊勤務手当に係る業務等に従事した職員に対しては、人事委員会が定める場合（教員特殊業務手当、多学年学級担当手当又は教育業務連絡指導手当のうち二以上の手当を支給する場合とする。）を除き、当該特殊勤務手当のうち最高の額の特殊勤務手当の一を支給する。

条例 §40(2) 規則 §21(2)

第4 4号業務（部活動指導業務）の手当を支給する場合

4号業務の手当を支給する場合には、次の全ての要件を満たすことを確認しなければならない。



1 (1) 学校の管理下で行われる部活動とは、学校における教育活動の一部として行われる部活動のことをいう。
運用 条例 § 35関係

(2) 「同好会」は、生徒会活動として位置づけられており、年度当初より顧問が定められている場合は該当する。

2 (1) 週休日等

- ① 週休日（日曜日、土曜日、その他勤務時間を割り振らない日）
- ② 休日（祝日法に規定する休日及び年末年始の休日）
- ③ ②に代わる代休日
- ④ 国の行事が行われる日（人事委員会が指定する日）

(2) 人事委員会規則で定める日
3時間15分を下らず4時間30分を超えない勤務時間のみが割り振られている日

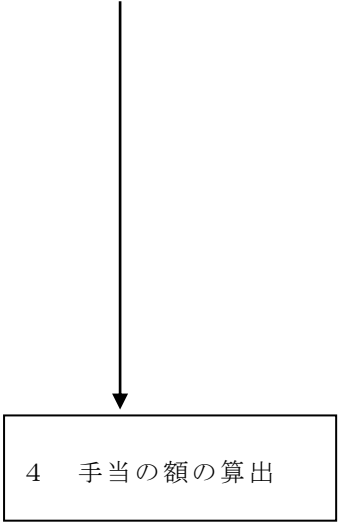
3 支給の時間要件

(1) 週休日等
勤務に従事した時間が引き続き3時間程度

(2) 人事委員会規則で定める日
勤務に従事した時間が、正規の勤務時間終了後又は開始前引き続き3時間程度
規則 § 19の2. 1. (4)

(3) 部活動途中の休憩、昼食等の中断時間も事実上引き続いていると認められる場合は業務に従事した時間として取り扱うことができる。

教職295



※ 「週休日等」における3号業務（自発的業務に限る。）で、業務に従事した時間が引き続き3時間程度以上あって、8時間程度以上に及ばない場合には、4号業務に該当する。（あらかじめ、その部活動の指導を担当することとされている教員が、当該担当に係る部活動において児童又は生徒を直接指導した場合に限る。）

運用 条例 § 35 の関係 (7)

- 4 2,700円（日額）
 - (1) 支給要件を満たしているか、再度、従事伺・報告書で確認する。
 - (2) 出勤簿との整合性がとれているか確認する。

教員特殊業務手当の取扱要領
(昭和49年3月23日付け 教管第211号)

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和37年山口県条例第1号）以下「特勤条例」という。）第35条に規定する教員特殊業務手当の取扱要領は、当分の間、次のとおりとする。

1 支給対象者

義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例（昭和46年山口県条例第31号）第3条第1項の規定により教職調整額の支給を受ける教育職員のうち特勤条例第35条第1項に規定する業務に従事した教育職員

2 支給額

特勤条例第35条第2項に規定する額

3 支給要件

特勤条例、特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和37年山口県人事委員会規則第2号。以下「特勤規則」という。）及び昭和37年4月20日人委第161号山口県人事委員会委員長通知「特殊勤務手当の支給について」に規定するところにより、次のとおりである。

(1) 特勤条例第35条第1項第1号に規定する業務

この手当の対象となる学校の管理下における非常災害時等の緊急業務は次に掲げるものである。

ア 非常災害時の緊急業務のうち、防災・復旧の業務とは、非常災害が急迫した状態において行うこれに備えての準備の業務又は災害直後の復旧の状態でその日において急ぎ処理することを必要とするものをいう。したがって、教職員の勤務時間外において、非常災害に対して校長が学校管理上緊急に必要と認めた業務である。

なお、宿日直勤務とは異なることに留意すること。

イ 非常災害時の児童・生徒の保護の業務、児童・生徒の負傷・疾病等伴う救急の業務及び児童・生徒に対する緊急の補導業務とは、教職員の指導監督下に発生した場合の業務をいう。

なお、日曜日や児童・生徒の帰宅後における保護・救急・緊急補導の業務の場合は該当しないが、校長が特に必要と認めて当該業務に公務として従事させた場合は該当する。

(2) 特勤条例第35条第1項第2号に規定する業務

これは、学校が直接計画して実施するもの、すなわち、実施方法等について校長の指示に従い、校長の責任のもとに、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年山口県条例第30号）第9条第2項第2号に定める学校行事として実施されるもののうち、宿泊を伴って児童・生徒を引率して行う指導業務に対して支給されるものである。ただし、クラブの合宿は、学校が計画実施するものであっても該当しない。

なお、引率者の人数については、別表1に掲げるところによる。

(3) 特勤条例第35条第1項第3号に規定する業務

対外運動競技等として支給の対象となるのは、特勤規則第19条の2第2項に定める場合に限られる。学校体育団体又は教育研究団体が他の団体と共催する場合は該当するが、後援のみで主催団体にならない場合や、児童・生徒が個人として参加する者を引率する場合のように、その参加が社会体育又は社会教育の領域になる場合及び競技会に審判員、役員として参加する場合は該当しない。

対外運動競技等に応援団として参加する生徒を引率する場合は、当該参加が学校教育活動として実施された場合に限り該当する。

なお、引率者数については、別表2に掲げるところによる。

学校教育団体及び教育研究団体並びにこれらの団体が開催する対外運動競技等を例示すれば、別表3のとおりである。

(4) 特勤条例第35条第1項第4号に規定する業務

これは特勤規則第19条の2第1項第4号に定めるとおりであるが、報償費が支給される場合はこの手当の支給対象としない。

4 支給方法

月の初日から末日までの特殊業務の勤務実績を特殊勤務実績簿（昭和47年4月1日教管第290号教育長通知「特殊勤務手当の支給について」による「教育委員会の任命にかかる学校職員の特殊勤務手当の支給要領」別記第2号様式）及び修学旅行実施計画書、開催通知文書等その他必要書類により、十分確認したうえで支給すること。

なお、引き続く同一特殊業務において、従事を開始した日が属する月と終了した日が属する月が異なる場合は、終了した日の属する月の特殊勤務として支給するものとする。

5 施行期日

この要領は、昭和49年4月1日から施行する。

別表 1

行 事 名	引 率 者 数
修学旅行	<p>昭和30年10月21日教管第768号山口県教育委員会教育長通知「<u>修学旅行実施基準について</u>」に定めたところによる。</p> <p>[平成6年4月より]</p> <p>30人まで → 2人</p> <p>30人以上 → $\frac{\text{児童} \cdot \text{生徒数} - 30}{30} + 2$ 人 (1人未満は一人に切り上げ)</p>
集団宿泊指導	学校長の判断により必要と認められる人数とする。
林間学校	修学旅行に準ずる。ただし、「山の家」等の宿泊施設を利用しない場合は臨海学校に準ずる。
臨海学校	30人まで5人とし、1～10人増すごとに1人を加えた程度。
生徒会幹部講習会	修学旅行に準ずる。
高等学校通信教育面接指導	集団宿泊指導に準ずる。
宿泊実習指導	農業高校において、学習指導要領に示された総合宿泊実習として実施されるものは5人に1人、その他は修学旅行に準ずる。
生活学校	修学旅行に準ずる。
教育キャンプ	

別表 2

区 分	引 率 者 数
学校体育団体関係	1競技種目につき1人。ただし、競技種目により男女別になっているもの又は特に必要があると認められるものは、校長が必要と認めた人数。
教育研究団体関係	1競技会につき1人。ただし、特に必要があると認められるものは、校長が必要と認めた人数。
競技会・展覧会等の見学	別表1の修学旅行に準ずる。
競技会等の応援	

別表3 学校体育団体（例示）

区分	開催団体	競技大会名等
小学校	小学校教育研究会 （体育部会）	小学校スポーツ教室
中学校	全国中学校体育連盟 中国中学校体育連盟 県中学校体育連盟 県中学校体育連盟地区支部	全国中学校体育大会 中国中学校体育大会 県中学校体育大会 全日本中学校放送陸上大会 郡・市中学校体育大会 全日本中学校選抜水泳大会 県中学校ロードレース大会 県中学校種目別選手権大会 （全国・中国・県大会については予選会を含む。）
高等学校	全国高等学校体育連盟 中国高等学校体育連盟 県高等学校体育連盟 県高等学校体育連盟地区支部	全国高等学校総合体育大会 全国高等学校総合体育大会中国大会 県高等学校春季（秋季）体育大会 県高等学校新人大会 地区高等学校体育大会 中国高等学校選手権大会 全国高等学校選手権（又は選抜）大会 県高等学校体育連盟定時制体育大会 全国高等学校定時制・通信制体育大会 （全国・中国・県大会については予選会を含む。）
	日本高等学校野球連盟 日本高等学校野球連盟中国支部 県高等学校野球連盟	全国高等学校野球選手権大会 全国選抜高等学校野球大会 中国高等学校野球大会 県高等学校野球大会 会長旗争奪野球大会 全国高等学校軟式野球大会 山陽地区高等学校軟式野球大会 県高等学校軟式野球大会 会長旗争奪軟式野球大会 （全国・中国・県大会については予選会を含む。）
特殊学校	中国地区盲学校連盟	中国地区盲学校連盟体育大会
	中国地区聾学校体育連盟	中国地区聾学校体育大会

学校教育研究団体（例示）

開 催 団 体	競 技 大 会 名 等
日本高等学校農業クラブ連盟 県高等学校農業クラブ連盟 県高等学校農業教育研究会	日本学校農業クラブ連盟大会 県学校農業クラブ連盟大会 県学校農業クラブ連盟地区大会 県学校農業クラブ連盟幹部講習会 県学校農業クラブ連盟役員会
全国高等学校家庭クラブ連盟 県高等学校クラブ連盟	全国高等学校家庭クラブ連盟研究発表大会 県高等学校家庭クラブ連盟研究発表大会 県高等学校家庭クラブ連盟研究発表会 地区大会 県高等学校家庭クラブ連盟代議員会 全国高等学校家庭クラブ指導者養成講座 県高等学校家庭クラブ連盟常任委員会
全国商業高等学校長協会 県商業教育研究会	全国高等学校タイプ競技会 全国高等学校珠算競技大会 県商業教育実技競技大会 全国高等学校速記競技大会
県音楽教育連盟 県高等学校教育研究会（音楽部会）	全国学校合奏コンクール 全国合唱コンクール 県高等学校連合音楽祭 県学生音楽コンクール （全国・中国・県大会については予選会を含む。）
全国高等学校放送教育研究会	全国高等学校放送コンテスト
全国高等学校定時制・通信制 教育振興会 中国地区高等学校通信制教育研究会	全国定時制・通信制高等学校生活体験発表会 中国地区高等学校通信制生徒交歓会
全国盲学校長会 中国盲学校長会 中国地区盲学校連盟	全国盲学校弁論大会 中国盲学校弁論大会 中国盲学校文化コンクール 中国地区盲学校演劇コンクール 中国盲学校点字競技会 全国盲学校音楽コンクール

教員特殊業務手当に関する質疑応答集

【1号業務（非常災害時における生徒の保護）】

問1 昭和37年4月20日人委第161号山口県人事委員会委員長通知「特殊勤務手当の支給について」条例第35条関係の二に規定する「災害直後の復旧の業務でその日において急ぎ処理することを必要とするもの」には、例えば校舎の一部が木曜日に火災で焼失し、次の土曜日及び日曜日（勤務を要しない日）にその後始末のための業務に従事した場合が含まれるか。

（答）木曜日及び金曜日に当該業務を行わなかったことについての正当な理由があれば含まれる。

問2 台風襲来に備えて学校内で待機した場合、当該待機は条例第35条第1項第1号のイに該当するか。

（答）台風襲来の予測が妥当なものであり、かつ実際に相当程度の防災業務に従事した場合には台風が襲来しなくとも該当すると解する。
なお、上記には該当せず、単なる待機程度（宿日直勤務程度）のものであった場合には該当しない。

問3 一般住民に対する炊出し、給水、救護の業務又は一般民家に対する家屋補修等の業務に従事した場合、当該業務は条例第35条第1項第1号イに該当するか。

（答）学校の管理下において行われた業務ではないので該当しない。

問4 勤務を要しない日、休日又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和27年山口県条例第6号）第17条第2項の規定により人事委員会が定める日（以下「勤務を要しない日等」という。）に、条例第35条第1項第1号の規定に該当する業務に従事し、手当を支給する場合でも、その時間外の勤務について適切な配慮（いわゆる回復措置）をすることができるか。

（答）手当を支給するとともに、勤務時間について事後に適切な配慮をすることができる。

【1号業務（生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務）】

問1 登下校時の児童が交通事故にあった場合の救急業務は条例第35条第1項第1号に該当するか。また、勤務を要しない日等に自宅付近で自校の児童の交通事故に遭遇し、その旨を校長に連絡し、救急業務に従事した場合はどうか。

（答）当該教員が公務として行った場合は該当する。

問 2 授業中児童が負傷し応急処置後病院に送り込み、当該児童に付添った場合、その付添は条例第 35 条第 1 項第 1 号ロの救急の業務に該当するか。

(答) 学校の管理下において行われた児童に対する救急の業務である場合は該当する。

問 3 特殊教育諸学校の小学部又は中学部の教員が、当該学校の高等部の生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事した場合、当該業務は条例第 35 条第 1 項第 1 号ロに該当するか。

(答) 該当する。

【 1 号業務（生徒に対する緊急の補導業務）】

問 1 卒業式反対騒動のために竹ざお等を準備している生徒に対しそれを防止するための卒業式前日の説得等の業務は条例 35 条第 1 項第 1 号ハに該当するか。

(答) 当該業務が緊急の業務である場合は該当する。

問 2 祭等における定期的な見回りは、条例第 35 条第 1 項第 1 号ハに該当しないと解するがどうか。

(答) お見込みのとおり。

問 3 勤務を要しない日等に自校の児童が家出した旨の連絡を受け、その旨を校長に連絡するとともに、その捜索に従事した場合、当該業務は条例第 35 条第 1 項第 1 号ハに該当するか。

(答) 当該教員が公務として行った場合は該当する。

【 2 号業務（修学旅行等の引率指導業務）】

問 1 林間学校等が自校の施設を利用して実施された場合であっても条例第 35 条第 1 項第 2 号に該当するか。

(答) 校内で実施されるものは、原則的には該当しないと解されるが、当該行事が校外で実施される林間学校等と同様の態様で実施されるものは、例外的に該当するものとして取り扱うことができる。同様の態様で実施されるとは、平素と異なった環境の下で規律ある集団生活を営むことにより公衆道徳等に望ましい体験を積みうるような形態で行われることをいうものである。

問 2 本校から比較的近い場所で行われている移動教室で、昼間は本校の授業に従事し、夕方から朝にかけて移動教室の指導業務に従事した場合、当該は条例第 35 条第 1 項第 2 号に該当すると解してよいか。ただこの場合、昼間の本校における業務は除外すべきものと考えがどうか。また、逆に昼間だけ移動教室の指導業務に従事し、夜間は自宅に帰っている教員の業務は条例第 35 条第 1 項第 2 号に該当しないと解するがどうか。

(答) お見込みのとおり。

問 3 農業高等学校において、修学旅行に代わる農場等の見学等における生徒の引率指導業務(宿泊を伴うもの)に従事した場合、当該業務は条例第 35 条第 1 項第 2 号に該当するか。また、工業高等学校において修学旅行に代えて工場等の施設見学等に生徒を宿泊を伴って引率した場合はどうか。

(答) 学校教育活動の中において修学旅行、林間学校・臨海学校等又はこれらに類する行事として位置づけられて実施された場合は該当する。

【 3 号業務 (対外運動競技等の引率指導業務) 】

問 1 自校の校庭を会場として開催された対外運動競技会の引率指導業務も条例第 35 条第 1 項第 3 号の業務に含めて取り扱ってさしつかえないか。

(答) 設問の場合を含めることもさしつかえない。

問 2 「対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行なう指導業務」の従事時間は、学校に集合して出発し、競技会等の終了後帰校して解散した場合、その出発から解散までの時間をいうものと解するがどうか。

(答) お見込みのとおり。

問 3 市教育委員会主催の中学校弁論大会に視聴者として参加する管下の中学校の生徒を引率した場合、当該業務は条例第 35 条第 1 項第 3 号に該当するか。

(答) 当該参加が学校教育活動として実施される場合は該当する。

問 4 県高等学校農業クラブ連盟主催の農業クラブ研究発表大会に生徒を引率した場合、当該業務は条例第 35 条第 1 項第 3 号に該当するか。

(答) 該当する。

問 5 全国高等学校体育連盟主催の運動競技会に応援団として参加する生徒を引率した場合、当該業務は条例第 35 条第 1 項第 3 号に該当するか。

(答) 当該参加が学校教育活動として実施された場合は該当する。

問 6 全国中学校体育連盟主催の運動競技会が雨天順延となって宿舎で待機した場合、当該待機中の時間も引率指導業務に従事した時間に含まれるか。

(答) 含まれる。

【その他】

問 1 特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和 37 年山口県人事委員会規則第 2 号。以下「特勤規則」という。）第 19 条の 2 第 1 項の「8 時間程度」とは、一日の同一業務に係る延べ従事時間と解するかどうか。

（答）お見込みのとおり。

問 2 夜間、非常災害時の業務等に従事した場合、その間に仮眠した時間は業務従事時間に含まれないと解するかどうか。

（答）お見込みのとおり。

問 3 特勤規則第 19 条の 2 第 1 項第 2 号に「就寝時間等を除く。」とあるが「等」とは何か。

（答）例えば、児童・生徒の就寝後等で児童・生徒の指導業務に従事しない自由時間をいうものである。

問 4 修学旅行における児童の引率指導業務に従事中、児童が負傷したため、その児童の救急業務に従事した場合のように、一日において条例第 35 条第 1 項各号に掲げる 2 種類以上の業務に従事した場合で、教員特殊業務手当について 2 以上の支給要件に該当する場合は、該当する各号の支給額の合計額を支給できるか。

（答）それらの業務のうち、主として行った 1 の業務に係る手当を支給する。

問 5 土曜の午後 1 時から 3 時まで負傷した児童の救急業務に従事し、同日の午後 6 時から 11 時まで学校の火災の防火業務に従事した場合、これらの業務の従事時間を通算していずれかの業務に従事したとみなして、教員特殊業務手当を支給できるか。

（答）支給できない。

問 6 教員が宿日直勤務中火災が発生し、その防災業務に従事した場合、又は、寄宿舎の舎監若しくは寮母として宿日直勤務中の教員が児童・生徒の疾病に伴う救急業務に従事した場合等で、当該防災業務又は救急業務が条例第 35 条第 1 項第 1 号に該当するときは、宿日直手当に併せて教員特殊業務手当を支給することができるかと解するかどうか。この場合、防災業務又は救急業務に従事した時間は宿日直勤務の従事時間から除くものと解するかどうか。

（答）お見込みのとおり。

問 7 生徒の進学・就職のために、在籍（出身）学校において調査書を作成する業務は、条例第 35 条第 1 項第 4 号の「合否判定の業務」に該当しないと解するかどうか。

（答）お見込みのとおり。

多学年学級担当手当の取扱いについて

○一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（第 36 条）

多学年学級担当手当は、公立の小学校又は中学校において二又は三の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員で次に掲げる者以外のものが当該学級における授業又は指導に従事したときに支給する。

○昭和 35 年 3 月 29 日付教管 195 号より抜粋

「授業又は指導」とは、次に掲げる業務のうちいずれか一つに該当するものである。

- (イ) 各教科又は道徳の授業
- (ロ) 特別教育活動又は学校行事等の指導
- (ハ) (イ) 又は (ロ) のために必要とされる指導計画及び指導案の作成、教材及び教具の準備、児童生徒の成績物の処理並びに指導要録の作成等
- (ニ) 学校の教育計画に基づいて、夏休みその他の休業日における課外指導（林間学校、臨海学校等の施設における指導又は進路指導若しくは生活指導）
- (ホ) (イ) から (ニ) までの授業又は指導に係る講習会、研修会等の受講

○昭和 35 年 9 月 15 日付教管 629 号より抜粋

教管 195 号の学校の休業中に於けるその運用について

- 1 学校の休業日における多学年学級担当手当は、教管第 195 号の (ニ) に掲げる休業日において行う課外指導及びそれに係る講習会、研修会等の受講の場合のみ支給の対象となること。従って、(イ) (ロ) に掲げる授業又は指導とこれに伴う指導計画及び指導案の作成、教材及び教具の準備、児童生徒の成績物の処理並びに指導要録の作成等及び、(イ) (ロ) (ハ) に係る講習会、研究会等の受講の場合はいずれも休業中には適用されず手当の支給の対象にはならない。
但し、休業日における全校児童、生徒の一斉登校日は (ニ) に該当するものと解して支給の対象として差支えない。
- 2 学校の休業日中に行った多学年学級担当手当の請求に当っては課外指導の内容及び講習会、研修会等の内容を明確にしておくこと。

事 例

(1) 支給対象となるもの

- ・ 5、6 年生担任の卒業式以降（5 年生のみ指導となった）の場合
- ・ 例えば 3、4 年生担任が 3 年生のみ引率して地域の集合学習に行つて指導にあたった場合
- ・ 片方の学年が 1 人の場合、その 1 人が欠席した場合
- ・ 教職員の異動に伴う離任式の場合（一斉登校日に該当）
- ・ 台風等で休校日の出勤に伴い、指導計画や成績物の処理を行つた場合

(2) 支給対象とならないもの

- ・ 長期休業中の多学年関連の出張（休業中の扱いより。ただし、林間学校等における指導やそれにかかる講習会、研修会は対象となる。）
- ・ 夏休み中の水泳指導（基本的に全校一斉ではないが、学校教育計画に基づくものであれば対象となる。）

(参考資料)

教員特殊業務手当の支給について(旅費、サービス等のかかわり)

	1 対外運動競技等に参加する生徒を引率指導するために、泊を伴って旅行する場合										2 対外運動競技等に参加する生徒を引率指導するために、日帰りで旅行する場合			3 部活動における指導業務(部活動手当)		
	例1		例2		例3		例4		例5		例1	例2	例3	例4	例1	例2
	平日 7/11(水)	平日 7/12(木)	平日 7/13(金)	土曜日 7/14(土)	平日 7/13(金)	土曜日 7/14(土)	土曜日 7/14(土)	日曜日 7/15(日)	日曜日 7/15	祝日 7/16(月)	土曜日 7/14(土)	土曜日 7/14(土)	祝日 7/16(月)	平日 7/13(金)	日曜日 7/15(日)	祝日 7/16(月)
旅行命令 (県費旅費)	○	○ (泊)	○	○ (泊)		(泊)		(泊)		(泊)	○			○		
出勤簿	出張	出張	出張	出張	出勤	週休	週休	週休	週休	休日	出張	週休	休日	出張	週休	休日
サービスの取扱い	正規の勤務	正規の勤務	正規の勤務	正規の勤務	正規の勤務 (7時間45分) 終了後 自発的業務	自発的業務	自発的業務	自発的業務	自発的業務	自発的業務	正規の勤務	自発的業務	自発的業務	正規の勤務	自発的業務	自発的業務
3号の手当 (対外運動競技等)	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×
4号の手当 (部活動)	×	×	×	×	×	※	※	※	※	※	×	※	※	×	○	○
教員業務連絡 指導手当 (主任手当)	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×
勤務時間の 割り振りの 変更の有無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	無	無	無	無	無

注1 この表は、サービスの形態及び旅行命令の有無ごとに、各種手当での支給の可否を例示したものであり、サービス及び旅行の形態を規定するものではないこと。

注2 3号の手当は、8時間以上従事していることを前提として○を入れて有ること。

注3 4号の手当の「※」は、3号の手当に時間が短いため、該当しない場合で、4号の部活動の要件に該当し、かつ3時間以上ある場合にあっては支給出来る。

注4 勤務時間の割り振りの変更は、前週末までに行っておく必要が有ること。